

消費生活センターだより 暮らしのスクラム



～点検商法にご用心～



お宅の屋根瓦がずれていきます。屋根を点検しますよ。



消防署の方から来ました。消火器の交換をします。



点検商法とは

業者が訪問してきて、住宅の不具合などを指摘。「点検してあげる」と家に上がりこみ、「このままでは大変なことになる」と消費者を不安にさせて、高額な工事や商品を契約させる商法です。水道局や、消防局、市役所などの公的な身分をかたり、もっともらしく契約を勧める場合もあります。

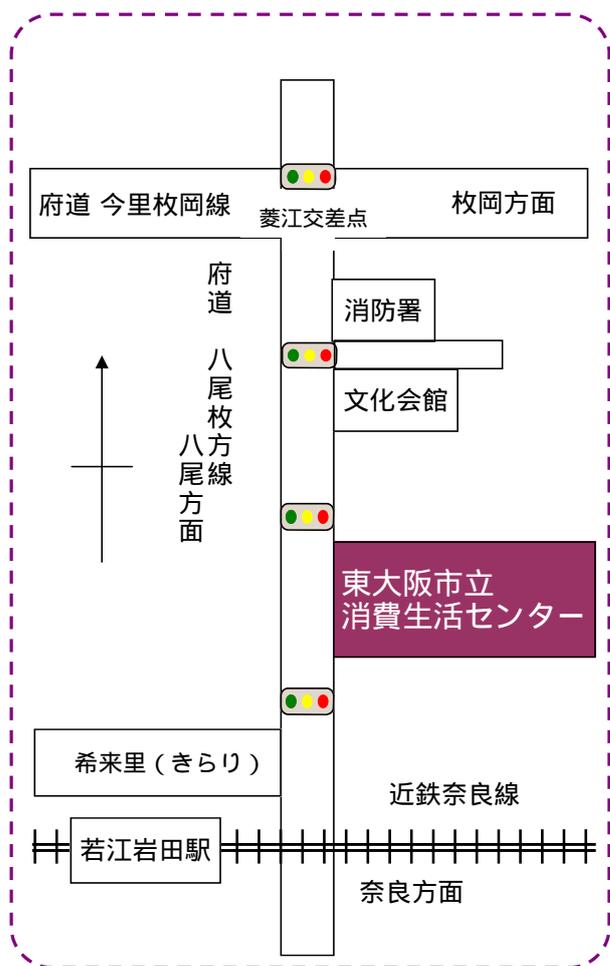
住宅修理は高額な契約になりがちです。あせって契約をするのではなく、複数の業者から見積もりを取るなど慎重に行いましょう。

訪問販売や電話勧誘などで、不意打ち的に契約をしてしまった場合は、契約書面を受け取ってから8日間以内であれば、**クーリング・オフ**ができます。詳しくは消費生活センターまでご相談ください。



発行：東大阪市立消費生活センター
電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください！

消費生活センターご案内



消費生活相談窓口は

電話番号

072 - 965 - 0102

受付時間

午前9時30分～午後4時まで
(土・日・祝日を除く)

来所相談の場合は、事前に電話予約してください。

〒578 - 0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター

TEL 072 - 965 - 6002 (事務所)

FAX 072 - 962 - 9385

開館時間 午前9時から午後5時30分まで

交通 ...近鉄奈良線若江岩田駅下車 北東約400m

... 相談窓口ではこんなことをしています ...

消費生活についての苦情や相談を受け付け、情報の提供や助言をし、あなたと共に考え解決するためのお手伝いをしています。

自主交渉の助言

消費者がご自分で解決できる方法を助言します。

苦情処理のあっせん

契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。

専門機関の紹介

センターでお受けできない相談は専門機関へのご紹介をいたします。

消費生活にかかわる情報提供など

消費生活センターでお受けできない相談

- ・ 事業者からの相談
- ・ 個人間のトラブル
- ・ 行政への苦情
- ・ 損害賠償の請求



土曜・日曜の相談窓口

土曜日...(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 ☎06-4790-8110

日曜日...(公社)全国消費生活相談員協会 ☎06-6203-7650

表面もご覧ください!